

第1条 目的

本規程は、正社員および短時間正社員転換制度の基準および運用手続について定めたものである。

第2条 適用範囲

本規程において、転換制度の適用を受ける社員は以下のものとする

(1) 無期契約社員

期間の定めのない労働契約により雇用する者であって、職務の内容（業務の内容および当該業務に伴う責任の程度をいう。以下同じ。）および配置の変更の範囲等が正社員とは異なる者

（週所定労働時間が 40 時間未満、賞与なし 時給制、日給制、月給制）

(2) 有期契約社員

1 年以下の期間の定めのある労働契約により雇用する者であって、職務の内容および配置の変更の範囲等が正社員とは異なる者

（週所定労働時間が 40 時間以下、賞与なし 時給制、日給制、月給制）

第3条 合格基準と審査

本人が希望し、下記の要件を全て満たした場合、正社員および短時間正社員として採用し、労働契約を締結するものとする。

- 1 正社員および短時間正社員と同様の勤務条件が取れること
- 2 所属長が推薦するものに対し、代表者による面接および試験を行い、合格すること
- 3 契約社員もしくは無期契約社員として勤続 6 か月以上の勤務実績があること（審査月の月末で 6 か月を満たす場合も含む）、もしくは有期実習型訓練の修了者であること

第4条 面接試験

試験は今後の組織への提言に関する面接試験により行う

第5条 転換の申出

正社員および短時間正社員への転換申請は代表者に転換希望日の 1 か月前に申出する（6 か月間の契約期間の社員の場合、契約期間の最後の 1 か月の開始日から受け付ける）。

第6条 審査結果

正社員および短時間正社員への転換申請があったとき、当社は要件を満たしているか否かを審査し、適格者に対して随時、転換試験を行う。試験の可否は、試験の実施日の属する月の末日までに本人に辞令にて通知する。尚、転換日は試験実施後の直近の賃金締日の翌日とする。

第7条 転換後の労働条件

転換後の正社員および短時間正社員の労働時間・休日・休暇その他労働条件は、正社員および短時間正社員就業規則の定めるところによる。年次有給休暇の勤続年数の算定においては、契約社員における勤続年数を通算する。

附則

この規程は、令和 7 年 12 月 1 日より施行する。